

安全衛生経費・安全衛生対策項目確認表作成 ガイドライン

2026年7月



一般社団法人

マンション計画修繕施工協会

目 次

1. 安全衛生経費の算出方法	2～3 ページ
2. アンケート実施の概要	4 ページ
3. アンケート結果	
3－1. 安全衛生経費率	5～8 ページ
3－1. 「安全衛生対策項目の確認表（ひな形）」に関する意見	9～10 ページ
4. 今後の課題と留意事項	11 ページ
5. 標準見積書	12～14 ページ
・標準見積書フォーマット	15～18 ページ
・サンプルマンション見積書	19～22 ページ
6. 参考資料《国土交通省の取組》	23～43 ページ

1. 安全衛生経費率の算出方法

(1) 個別工事現場および建設技能者に係る安全衛生経費率

本来、安全衛生経費は、安全衛生管理経費、安全衛生管理活動費、立入禁止措置、開口部養生設置費用など、個別工事現場で必要となる項目を積み上げて算出することが原則である。

しかし、現状の商習慣では、諸経費（一般管理費・現場管理費等）の中に、現場および技能者に係る安全衛生経費や、店社で支出する安全衛生経費を「諸経費一式」として含めて見積書を作成しているケースが多い。

そこで、各社の標準的な工事における請負金額に対する諸経費率と、その諸経費のうち安全衛生経費が占める割合を「2. アンケート実施の概要」により確認し、国土交通省が公表した「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」（29 ページ参照）、2.（2）②2）の率計算により、標準的な工事における安全衛生経費率を算出した。

A=標準的な工事請負金額（円）

B=諸経費率（A に対する割合％）

C=諸経費（円） $A \times B$

D=諸経費に含まれる安全衛生経費額率（％）

E=安全衛生経費（円） $C \times D$

個別工事現場および建設技能者に係る安全衛生経費率（％） $= E \div A \times 100$

アンケートの結果（平均値）

単位：万円

	建築
A=標準的な工事請負金額（円）	6,700
B=諸経費率（A に対する割合％）	11.70％
C=諸経費（円） $A \times B$	784
D=諸経費に含まれる安全衛生経費額率（％）	5.60％
E=安全衛生経費（円） $C \times D$	44
個別工事現場および建設技能者に係る安全衛生経費率（％） $= E \div A \times 100$	0.66％

(2) 店社で支出する安全衛生経費率

安全大会、安全衛生責任者教育等、店社で支出する安全衛生経費について、年間の支出実績を基に工事金額に対する割合を算出し、工事金額に乗じて計上した。

計算式：

A＝年間の店社での安全衛生経費総額

B＝年間の売上高（工事請負額）

$A \div B \times 100$ ＝店社で支出する安全衛生経費率（％）

アンケートの結果（平均値）

単位：万円

	建築
A＝年間の店社での安全衛生経費総額	5,122
B＝年間の売上高（工事請負額）	483,900
$A \div B \times 100$ ＝ 店社で支出する安全衛生経費率（％）	1.06％

(3) 安全衛生経費率の算出

上記（1）（2）の合計を、1 物件の請負工事金額に対する安全衛生経費率とした。

アンケートの結果（平均値）

	建築
(1)個別工事現場および建設技能者に係る安全衛生経費率	約0.6％
(2)店社で支出する安全衛生経費率	約1.0％

（3）合計

約1.6％

2. アンケート実施の概要

(1) 実施目的

本アンケートは、以下の2点を目的として実施した。

① 安全衛生経費率の把握および標準値作成のための基礎資料収集

国土交通省からの、安全衛生経費を内訳として明示する「標準見積書」の作成・普及について依頼があり、これを受け、マンション修繕工事における安全衛生経費の割合を把握し、MKS.A 標準値の作成に資することを目的として調査を行った。

② 「安全衛生対策項目の確認表（ひな形）」作成のための意見収集

建設工事においては、元請一下請間、下請一再下請間で安全衛生対策の内容および費用負担を明確化し、適切な安全衛生経費の支払いにつなげることが求められている。

このため、マンション修繕工事向けの標準ひな形を作成するにあたり、必要な項目の妥当性について意見を収集した。

なお、建築工事と設備工事では安全衛生経費の傾向が異なる可能性があるため、設問は共通としつつ、建築編・設備編に分けて調査を実施した。

(2) 調査対象者

当協会 正会員社

(3) 調査期間

2025 年 9 月 10 日～11 月 20 日

(4) 調査方法

WEB アンケート方式

(5) 回答数

計 31 社（建築：24 社、設備：7 社）

(6) 主な調査項目

- ・現場および本社で発生する安全衛生関連費用
- ・「マンション修繕工事における安全衛生項目の確認表（ひな形）」に記載すべき項目

3. アンケート結果

3-1 安全衛生経費率

(1) 現場における安全衛生経費率

	最小値	最大値	平均値	中央値
建築	0.05%	1.98%	0.63%	0.60%
設備	0.75%	1.61%	1.26%	1.30%

(2) 本社における安全衛生経費率

	最小値	最大値	平均値	中央値
建築	0.15%	3.00%	1.01%	0.89%
設備	0.10%	0.80%	0.39%	0.35%

(3) 合計値

	最小値	最大値	平均値	中央値
建築	0.30%	3.98%	1.64%	1.52%
設備	1.26%	2.41%	1.65%	1.40%

現場の安全衛生経費率は建築が低く、本社の安全衛生経費率は設備が低い傾向が見られたが、合計値では両者はほぼ同水準となった。 ※グラフは次ページ参照

《参考データ》

※他業種との比較

一般的に、建設業全体の安全衛生経費率は 1～3% 程度とされることが多く、特に新築工事では高め、維持管理・修繕工事では比較的低い傾向が指摘されている。今回のマンション修繕業における平均値（建築 1.64%、設備 1.65%）は、この一般的な水準の下限から中間に位置しており、修繕工事の特性を踏まえると妥当な範囲に収まっていると考えられる。

また、製造業や運輸業など他産業では、安全衛生関連費用が売上高比で 0.2～0.8% 程度にとどまるケースも多く、建設関連業種は相対的に高い安全衛生投資を必要とする産業である。今回の結果もその傾向と整合しており、マンション修繕業が他産業と比較して高い安全衛生コスト構造を持つことが確認できる。

※他データとの比較

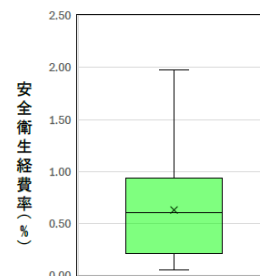
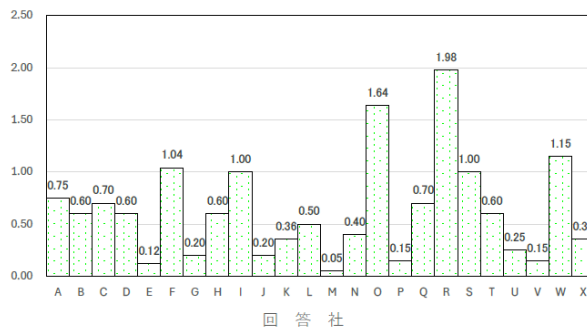
国や業界団体が公表する労働災害発生率のデータを見ると、建設業は全産業平均より高い災害率が続いており、安全衛生対策の重要性が特に強調されている。今回のアンケート結果における安全衛生経費率は、こうした背景を反映し、一定の投資が継続的に行われていることを示すものとなっている。

公式な資料として安全衛生経費率を示したものではないが、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準（改修工事）」において、改修工事の共通仮設費・現場管理費の内訳に安全衛生費が含まれ、工事費全体の概ね 1～2% 程度となることが示され、国土交通省「建築保全業務積算要領」においては、修繕・維持管理工事の管理費率は 1～2% 程度が標準的とされている。そして地方自治体（例：愛知県）「積算基準書」においても、改修工事の安全衛生費は 1%前後に収まるケースが多いことが推測できる。

こうしたことから今回のアンケート結果から算出したマンション修繕業における安全衛生費の水準が、業界全体の傾向と大きく乖離していないことが確認できる。

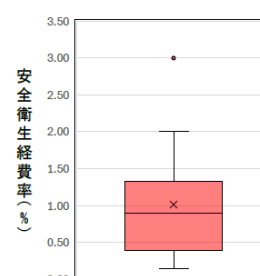
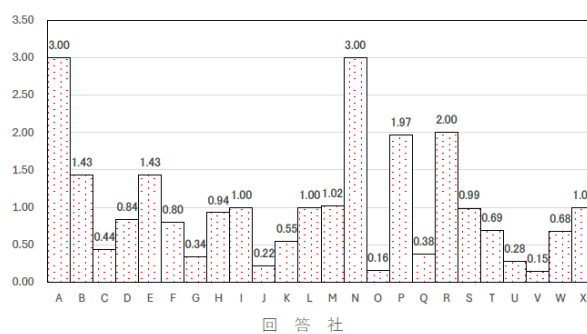
建 築

①建築工事現場での安全衛生経費率



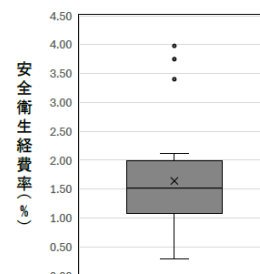
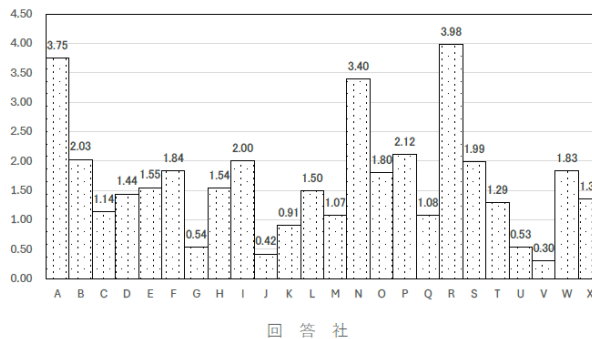
統計量	
データ数	24
標準偏差	0.47
+3σ	2.05
最大値	1.98
+2σ	1.57
+1σ	1.10
75%	0.81
平均値	0.63
中央値	0.60
25%	0.24
-1σ	0.16
最小値	0.05
-2σ	-0.32
-3σ	-0.79

②本社での安全衛生経費率



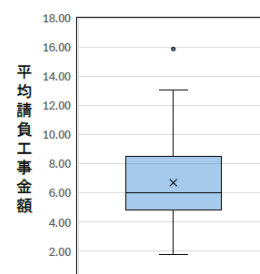
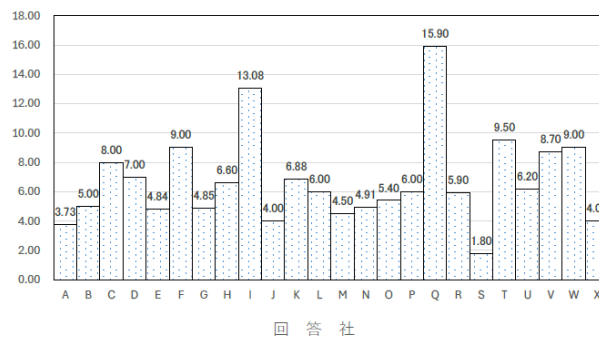
統計量	
データ数	24
標準偏差	0.78
+3σ	3.34
最大値	3.00
+2σ	2.57
+1σ	1.79
75%	1.12
平均値	1.01
中央値	0.89
25%	0.43
-1σ	0.24
最小値	0.15
-2σ	-0.54
-3σ	-1.32

③合 計(①+②)



統計量	
データ数	24
標準偏差	0.94
+3σ	4.46
最大値	3.98
+2σ	3.52
+1σ	2.58
75%	1.99
平均値	1.64
中央値	1.52
25%	1.08
-1σ	0.70
最小値	0.30
-2σ	-0.24
-3σ	-1.18

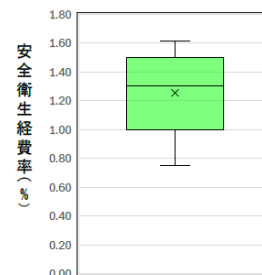
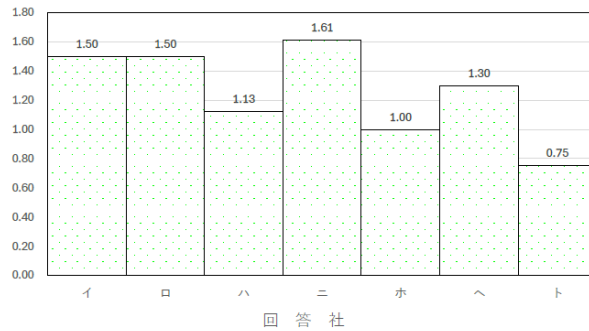
④直近3年間のマンション改修工事の平均請負工事金額(1,000万円/単位)



統計量	
データ数	24
標準偏差	3.02
+3σ	15.75
最大値	15.90
+2σ	12.73
+1σ	9.72
75%	8.18
平均値	6.70
中央値	6.00
25%	4.85
-1σ	3.68
最小値	1.80
-2σ	0.67
-3σ	-2.35

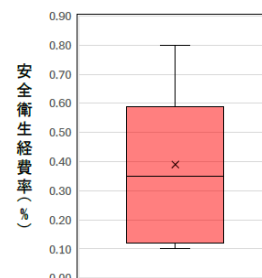
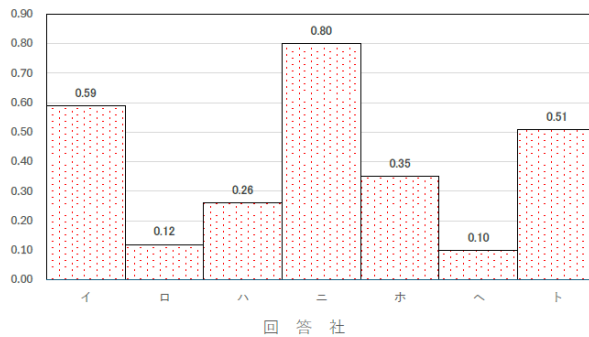
設 備

①設備現場での安全衛生経費率



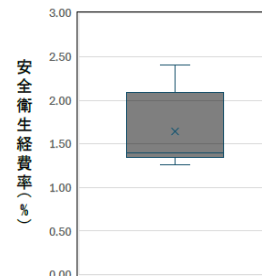
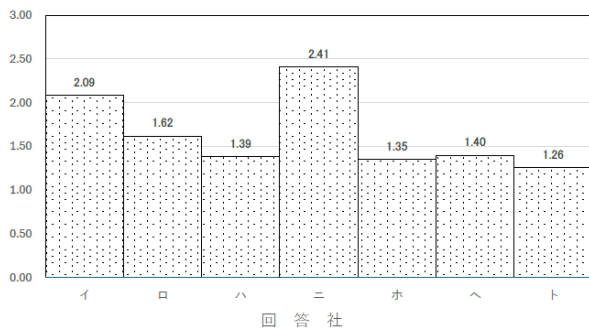
統計量	
データ数	7
標準偏差	0.29
+3σ	2.12
最大値	1.61
+2σ	1.83
+1σ	1.54
75%	1.50
平均値	1.26
中央値	1.30
25%	1.06
-1σ	0.97
最小値	0.75
-2σ	0.68
-3σ	0.39

②本社での安全衛生経費率



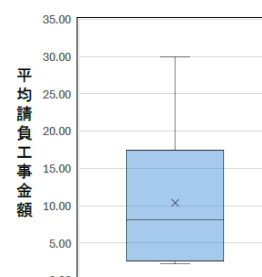
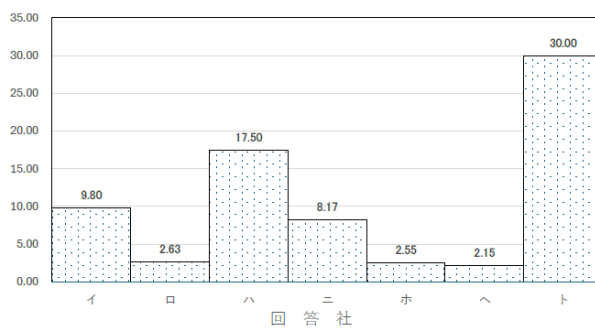
統計量	
データ数	7
標準偏差	0.24
+3σ	1.11
最大値	0.80
+2σ	0.87
+1σ	0.63
75%	0.55
平均値	0.39
中央値	0.35
25%	0.19
-1σ	0.15
最小値	0.10
-2σ	-0.09
-3σ	-0.33

③合 計(①+②)



統計量	
データ数	7
標準偏差	0.40
+3σ	2.86
最大値	2.41
+2σ	2.45
+1σ	2.05
75%	1.86
平均値	1.65
中央値	1.40
25%	1.37
-1σ	1.24
最小値	1.26
-2σ	0.84
-3σ	0.43

④直近3年間のマンション設備工事の平均請負工事金額(1,000万円/単位)



統計量	
データ数	7
標準偏差	9.49
+3σ	38.86
最大値	30.00
+2σ	29.37
+1σ	19.89
75%	13.65
平均値	10.40
中央値	8.17
25%	2.59
-1σ	0.91
最小値	2.15
-2σ	-8.57
-3σ	-18.06

3-2 「安全衛生対策項目の確認表（ひな形）」に関する意見

国土交通省は「安全衛生対策項目の確認表」については、建設工事の現場において元下間、下下間で安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげることを目的として活用の推進が必要だとしている。

そこで、マンション修繕工事用の安全衛生対策項目の確認表（ひな形）を提示し、そのひな形案（次ページ参照）に対し、追加・削除すべき項目を確認したところ、「削除すべき項目」は全社「なし」、「追加すべき項目」に下記の回答があった。

（１）追加意見（対策項目欄）

- ・メンタルヘルス対策およびハラスメント防止措置
- ・居住者・近隣対応における情報セキュリティ対策
- ・安全掲示板、注意喚起表示
- ・安全衛生協議会
- ・健康診断
- ・官庁届出

（２）追加意見（法令等により実施者が明らかな項目）

- ・事故・急病発生時の対応体制の構築
- ・安全管理者の選任

今後は、物件特性に応じて、ひな形を適宜調整し、安全衛生対策の負担割合を明確にしたうえで見積書を作成することが望まれる。

次ページに「マンション修繕工事における安全衛生項目の確認表（ひな形）」を示す。

マンション修繕工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分		対策項目		対策の実施分担割合		費用負担	
安全衛生 対策項目	現場安全管理	工事現場管理	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づいたリスク低減措置の実施	注文者	下請	注文者	下請
				%	%	%	%
機械・器具・材料の取扱い 及び作業環境の改善	安全備品	保護具の着用		%	%	%	%
	安全点検	安全点検の実施		%	%	%	%
	有害物質対策	粉じん障害防止		%	%	%	%
		石綿障害予防		%	%	%	%
労働者の健康管理 及び作業環境の改善	安全衛生教育	特定化学物質障害予防		%	%	%	%
		鉛中毒予防		%	%	%	%
労働者の健康管理 及び作業環境の改善	安全衛生教育	有機溶剤中毒予防		%	%	%	%
		安全衛生教育		%	%	%	%
労働者の健康管理 及び作業環境の改善	安全衛生教育	作業内容変更時の教育		%	%	%	%
		新規入場者教育		%	%	%	%
労働者の健康管理 及び作業環境の改善	安全衛生教育	送り出し教育		%	%	%	%
		安全衛生教育		%	%	%	%

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】	
安全衛生管理体制	
○安全衛生に向けた人員配置	
○委員会の設置	
○安全衛生管理体制	
○労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	
労働者の就業に当たっての措置	
○安全衛生教育	・ 雇入れ時教育
	・ 職長・安全衛生責任者教育
	・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
	・ 健康教育等
	・ メンタルヘルスクエアを推進するための教育研修
○作業従事者への技能講習、特別教育	
○作業主任者への技能講習	
○リスクアセスメント（作業手順書等）	
○危険有害業務従事者への教育	
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	
健康診断	
○健康診断	・ 一般定期健康診断、特定業務健康診断
	・ メンタルヘルス対策

整理区分		対策項目		対策の実施分担割合		費用負担	
健康・安全・環境の維持・向上	職場衛生	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）	熱中症対策	注文者	下請	注文者	下請
				%	%	%	%
健康・安全・環境の維持・向上	健康維持	応急処置・緊急時対応	その他の疾病・衛生対策	%	%	%	%
				%	%	%	%
健康・安全・環境の維持・向上	近隣・公衆安全	公衆災害に要する対策（仮囲い等）	近隣対策・対応	%	%	%	%
				%	%	%	%
健康・安全・環境の維持・向上	事故（保険対応）	居住者対策・対応	事故・災害後の対応	%	%	%	%
				%	%	%	%
その他	追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	例）作業橋台・吊り橋の組立と解体	例）酸素欠乏症等防止	注文者	下請	注文者	下請
				%	%	%	%

【注文者が実施する対策項目】	
安全衛生管理体制	
○安全一般に関する事項	
○元方事業者による関係請負人及び労働者の把握等	
○作業所の巡視	
○作業間の連絡調整	
○労働災害防止協議会の設置・運営	
○安全衛生管理計画の作成	
○過度の重層請負の改善	
○請負契約における労働災害防止策の実施者及びその経費の負担者の明確化等	
追加項目	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	

4. 今後の課題および留意事項

本調査結果は、マンション大規模修繕工事における安全衛生経費率の参考値であり、以下の要因により変動する。

- ・ 物件規模（1 億円未満は固定費比率が高く、3 億円超ではスケールメリットにより低下）
- ・ 物件特性（形状、立地、施工条件、仮設計画等）
- ・ 店社の安全衛生への取組状況
- ・ 資材・労務費の高騰等の外部要因

安全衛生対策項目の確認表も、同様に、物件特性等に応じ、項目の追加が必要となった場合や不要な項目があった場合は、追記・修正をしたうえで運用していただきたい。

国土交通省は「安全衛生経費は必要な項目を積算し、適切に支払うべき」としており、率の提示は行っていない。

今回のアンケートによって出た工事請負金額に対する安全衛生経費率は、施工済み案件の経費率をベースに逆算した形で算出している目安の数字であると捉え、実務では「安全衛生項目の確認表（ひな形）」を活用し、発注者と受注者間で役割分担・費用負担を明確にしたうえで、安全衛生経費を積み上げ方式で算出し、見積に明記することが求められる。

《留意事項》

- ・ 元請が負担すべき項目を下請に転嫁することは、法令違反となる可能性がある。
- ・ 下請にも適切な安全衛生経費を支払う必要がある。
- ・ 国土交通省は「安全衛生経費の適正計上」を強く推奨しており、価格交渉の際、安全衛生経費は値引き対象としないことが原則である。
- ・ マンション修繕工事における安全衛生項目の確認表（ひな形）には対策実施分担割合と費用負担の欄を％で記入する欄にしている。これは負担割合が、注文者、下請けのどちらかが全てを負担せず、分担して負担する場合があると考え、％で表示した。

記入例①：注文者一下請けの負担割合が 70：30 の場合

対策項目	対策の実施分担割合		費用負担	
	注文者	下請	注文者	下請
工事現場管理	70	30	70	30

記入例②：注文者一下請けの負担割合が 100：0 の場合

対策項目	対策の実施分担割合		費用負担	
	注文者	下請	注文者	下請
工事現場管理	100	0	100	0

5. マンション計画修繕工事 標準見積書

マンション計画修繕工事では、見積書に安全衛生経費を明示することが求められている。国土交通省が公表している「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を参考に、以下に作成方法を整理する。

15～18 ページに、マンション計画修繕工事標準見積書と安全衛生経费率内訳書のフォーマットを示し、19 ページから、サンプルマンションの見積書を示す。

安全衛生経費の基本的な算出方法は、個別現場と店社の安全衛生に係る費用を生み上げて計上するとしている。一方で積み上げ計算が困難な場合は、率計算を認めている。率計算の場合は「安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要があるとしている。」としている為、率計算とした場合の安全衛生経费率 内訳書の作成手順を以下に示す。

①個別現場の安全衛生経費

現場で必要となる安全衛生に係る経費を積み上げる。

ア、作業員の保護帽、安全靴、墜落制止用器具（ハーネス）、空調服等はその製品単価を耐用年数で除し、使用日数を掛けた金額を集計する。

→ 製品単価÷耐用年数×使用日数 で計算

イ、健康診断や安全衛生に係る講習、特別教育等は、その受診・受講単価を有効期間で除し作業日数を掛けた金額を累計する

→ 受診・受講単価÷有効期間×作業日数 で計算

ウ、その他、現場で必要な安全衛生経費を使用（有効）期間と作業（使用）日数をもとに集計する。

安全衛生に係る労務費は、1 時間当たりの労務単価を、安全衛生に関わる延べ労務時間を掛けて集計する。

→ 1 時間当りの労務単価×安全衛生に要した延べ労務時間で計算

《参考》安全衛生に係る労務費の例

例) ①新規入場教育

②安全パトロールの書類作成

③日々の安全巡視

④朝礼、昼礼、安全指示

⑤災害防止協議会の運営

⑥安全書類の整備

⑦その他の安全衛生に係る労務

上記ア、イ、ウを集計した金額が個別現場における安全衛生経費（金額）となる。

この金額を、工事費で割り 100 を掛けた数字が、個別現場における安全衛生経费率（%）となる。

$$\rightarrow \text{個別現場における安全衛生経費} \div \text{工事費} \times 100$$

②店社の安全衛生経費

エ、労災保険料、労災上乗せ保険料、安全衛生協力会費、店社安全活動費（安全大会開催費、安全衛生教育費等）の費用（年間）を集計する。

《参考》店社安全衛生費の項目例

- 例）①労災保険料（会社（支店・営業所の内勤部門を含む）の労災保険料、加工場・資材置き場・ストックヤード等の労災保険料）
- ②労災上乗せ保険料（役員保険、一人親方保険等）
- ③健康診断費用（健康診断実施経費、メンタルヘルス対応経費、救命救急用具購入費等）
- ④元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費
- ⑤工事現場単位的安全衛生協力会費
- ⑥店社安全活動費（安全衛生管理書類作成経費（システム登録料・利用料、書類印刷経費等）安全大会開催費、安全衛生教育費、店社安パトにかかる費用等）
- ⑦その他の安全衛生経費（熱中症対策費（スポットクーラー、冷水器等）、アルコールチェッカー購入費等）

オ、直近決算の損益計算書における完成工事原価を出す。

上記エの金額をオの金額で割り、100 を掛けた数字が店社の安全衛生経费率（%）となる。

$$\rightarrow \text{店社の年間安全衛生費用} \div \text{年間完成工事原価} \times 100$$

①、②の安全衛生経费率（%）の合計を工事費（法定福利費を足す前）に掛けた数字が、その現場の安全衛生経費（金額）となる。

$$\rightarrow \text{個別現場の安全衛生経费率（\%）} + \text{店社の安全衛生経费率（\%）} = \text{合計安全衛生経费率（\%）}$$

※工事費は一般管理費を含まない直接工事費（労務費、材料費、運搬費の合計）の金額で計算する。

【見積作成上の注意事項】

- ・マンション修繕工事の見積の多くは、諸経費や一般管理費、現場管理費に安全衛生に係る費用を計上し、「一式」と表示されている。今回、安全衛生経費を諸経費とは別に明記することで、諸経費内の安全衛生経費を控除する必要がある。
- ・建設業退職金共済を掛ける場合は安全衛生経費同様、諸経費とは別に記載する必要がある。

マンション計画修繕工事 標準見積書

物件名 ○○○○○

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
1	仮設工事		1	式		ウ	ク	
2	下地補修工事		1	式		サ	シ	
3	塗装工事							
	3-1. 壁面関係塗装工事		1	式		ス	セ	
	3-2. 鉄部関係塗装工事		1	式		ソ	タ	
4	防水工事							
	4-1. 屋上防水工事		1	式		ナ	ニ	
	4-2. ベランダ防水工事		1	式		ノ	ハ	
	4-3. 廊下防水工事		1	式		ヘ	ホ	
5	シーリング工事		1	式		マ	ミ	
6	諸経費		1	式		ム	メ	注意:安全衛生経費を含めない
	工事費 計					a		ウ+サ+ス+ソ+ナ+ノ+ヘ+ホ+マ+ム
	安全衛生経費					G		a×安全衛生経費率(F)
	法定福利費 計						b	ク+シ+セ+タ+ニ+ハ+ホ+ミ+ム
	合計					c		a+G+b
	消費税					d	c×10%	
	総合計					e	c+d	

物件名 ○○○○○

16

内 訳 明 細 書

物件名 ○○○○○○

No	名 称	仕 様	単価	使用期間	使用日数	金 額	安全衛生経費	備 考
1	個別現場における安全衛生経费率							
	保護具		円	日	日	円	円	単価/耐用年数×使用日数
	墜落制止用器具		円	日	日	円	円	単価/耐用年数×使用日数
	安全靴		円	日	日	円	円	単価/耐用年数×使用日数
	空調服		円	日	日	円	円	単価/耐用年数×使用日数
	その他①		円	日	日	円	円	単価/耐用年数×使用日数
	その他②		円	日	日	円	円	単価/耐用年数×使用日数
	名 称	仕 様	単価	有効期間	作業日数	金 額	安全衛生経費	備 考
	健康診断		円	日	日	円	円	単価/有効期間×作業日数
	講習・特別教育		円	日	日	円	円	単価/有効期間×作業日数
	その他①		円	日	日	円	円	単価/有効期間×作業日数
	その他②		円	日	日	円	円	単価/有効期間×作業日数
			円	日	日	円	円	単価/有効期間×作業日数
	個別現場における安全衛生経費 計							
	工事費 計					A	A	
						a	a	
	個別現場における安全衛生経费率							
						B	% A/a×100	

物件名 ○○○○○○

18

マンション計画修繕工事 標準見積書

物件名 サンプルマンション

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
1	仮設工事		1	式		9,000,000	103,500	
2	下地補修工事		1	式		5,000,000	57,500	
3	塗装工事							
	3-1. 壁面関係塗装工事		1	式		6,500,000	74,750	
	3-2. 鉄部関係塗装工事		1	式		4,000,000	46,000	
4	防水工事							
	4-1. 屋上防水工事		1	式		7,000,000	80,500	
	4-2. ベランダ防水工事		1	式		3,000,000	34,500	
	4-3. 廊下防水工事		1	式		3,500,000	40,250	
5	シーリング工事		1	式		5,000,000	57,500	
6	諸経費		1	式		7,000,000	80,500	注意:安全衛生経費を含めない
	工事費 計					50,000,000		ク+サ+ス+ソ+ナ+ノ+ヘ+マ+ミ+ム
	安全衛生経費					820,000		a×安全衛生経費率(F)
	法定福利費 計						575,000	ク+シ+セ+タ+ニ+ハ+ホ+ミ+メ
	合計					51,395,000		a+G+b
	消費税					5,139,500	c×10%	
	総合計					56,534,500		c+d

書組明訳内

物件名 サンプルマンション

[illegible]

物件名 サンプルマンション

22

6. 参考資料《国土交通省の取組》

国土交通省の取組を紹介する。

- ・ 安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です 24～27 ページ
- ・ 安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順 28～34 ページ
- ・ 安全衛生対策項目の確認表の作成・普及 35 ページ
- ・ 安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書 36～43 ページ

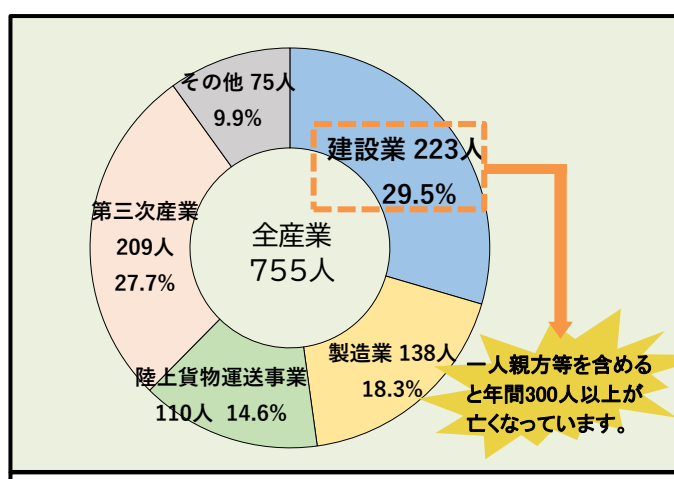
安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況



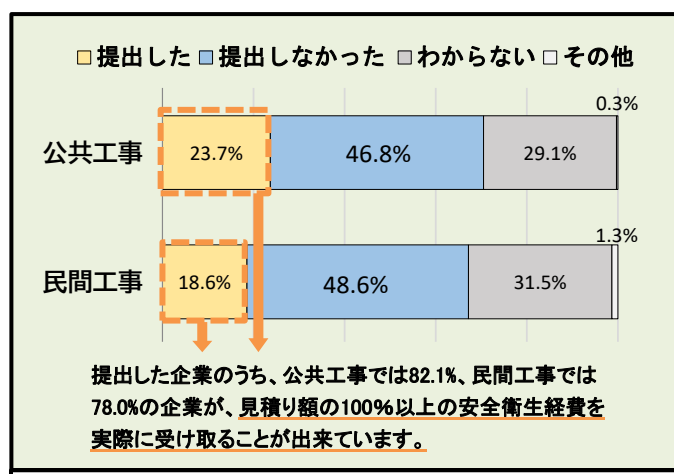
建設業における死亡災害は、全産業の約3割を占めています



出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」(2024年)

一人親方等を含めると年間300人以上が亡くなっています。

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況



提出した企業のうち、公共工事では82.1%、民間工事では78.0%の企業が、見積り額の100%以上の安全衛生経費を実際に受け取ることが出来ています。

安全衛生経費は必要経費です。受け取れない場合は法律に違反するおそれがあります。



出典:国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」(2024年)



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01 元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02 元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03 元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
労働安全衛生 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体	○		○	
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体	○		○	
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用		○		○
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
健康 職場環境の維持・改善のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	仮眠設備				
その他	設（トイレ、洗面所等）				
	時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
		注文者	下請	注文者	下請

チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

詳しくは 国交省HPをご覧ください。



安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特長等を踏まえた見積書を作成しています。

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

御見積書

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬出入は8トンのユニック車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

名称	仕様	単位	員数	単価	金額	備考
a. 労務費						
計(a)		m				
b. 材料費		m				
c. 型枠運搬費		m				
計(a+b+c)		m				
d. 一般管理費		%				
e. 安全衛生経費		%				
計(a+b+c+d+e)		m				
消費税	10%					
A. 施工費計						
法定福利費	※雇用主負担率	%	m			
	※当工事従事者加入率	100.0%				
	消費税	10%				
B. 法定福利費計						
合計(A+B)						

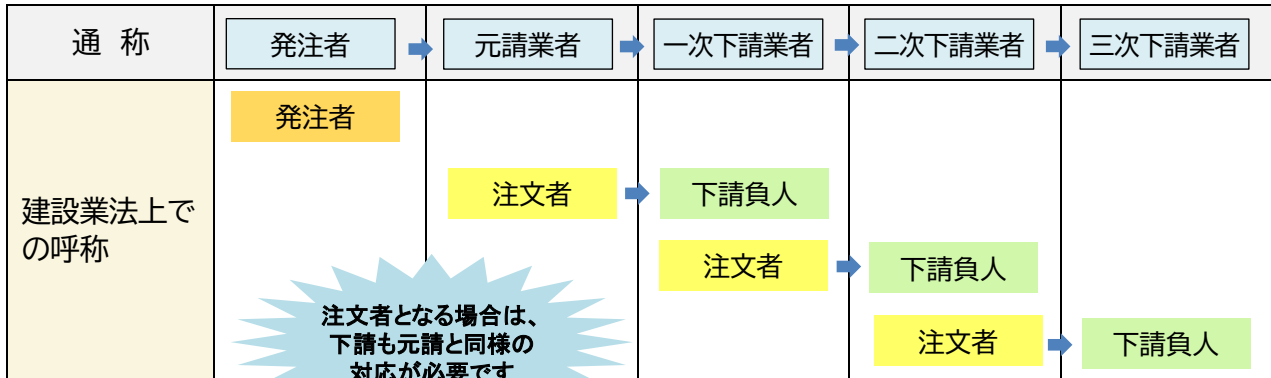
詳しくは 国交省HPをご覧ください。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。



国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線5486)



国土交通省



厚生労働省

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

（1）内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、下請負人が費用負担することと確認した項目とする。

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

（2）安全衛生経費の基本的な算出方法

① 個別工事現場（作業場）における安全衛生経費

安全衛生管理常駐者経費や安全衛生管理活動費、立入禁止措置、開口部養生設置費用等の個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned}
 \text{安全衛生経費 A} &= \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \\
 \text{安全衛生経費 B} &= \text{施工量 B} \times \text{単価 B} \\
 &\vdots \\
 &\vdots \\
 \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費 (A + B + \dots)}
 \end{aligned}$$

② 個別工事現場（作業場）における建設技能者にかかる安全衛生経費

1) 積み上げ計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、使用する延べ人工数に耐用日数で除した単価を乗じて積算する積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned}
 \text{安全衛生経費 A} &= \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \div \text{耐用日数 A} \\
 \text{安全衛生経費 B} &= \text{延べ人工数 B} \times \text{単価 B} \div \text{耐用日数 B} \\
 &\vdots \\
 &\vdots \\
 \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費 (A + B + \dots)}
 \end{aligned}$$

2) 率計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乘じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある）

【工事金額から算出する場合】

A = 1 年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額

B = 1 年間の売上高（工事請負額）

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）× C

【労務費から算出する場合】

A = 1 年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額

B = 建設技能者の年収

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）× C

③ 店社で支出する安全衛生経費

安全大会や安全衛生責任者教育などの店社で支出する安全衛生経費について、自社の支出実績に基づくデータ等を用いて積算し、工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある）

【工事金額から算出する場合】

A = 1年間の店社で支出した安全衛生経費の総額

B = 1年間の売上高（工事請負額）

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）× C

【労務費から算出する場合】

A = 1年間の店社で支出した安全衛生経費の総額

B = 建設技能者の年収

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）× C

3. 安全衛生経費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q 1 何故、見積書に安全衛生経費を内訳として明示する必要があるのでしょうか？

A 1 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。このためには、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することが有効と考えております。

Q 2 見積金額には元々、安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 2 安全衛生経費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし労働災害防止対策を適切に実施するためには、必要な安全衛生経費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、

(中略) 下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、あるいは「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

Q 3 安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を専門工事業団体が作成するのは何故ですか？

A 3 安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出する必要があります。

一方、各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、実施することが有効と考えられますので、各専門工事業団体においては、工種の特性等を踏まえた安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を作成し、各団体に所属する建設業者等へ活用するよう積極的に周知するようお願いします。

Q 4 安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出しなければならないのでしょうか？

A 4 内訳明示する安全衛生経費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出する必要はありません。各専門工事業団体等が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が安全衛生経費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q 5 安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

A 5 安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用は、必要な安全衛生経費を確保することを目的としていますので、安全衛生経費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積

書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にさせていただくためのものです。

Q 6 安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務ですか？

A 6 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、下請負人まで必要な安全衛生経費を適切に確保することが重要です。このため、見積りに当たっては従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で工種の特性等に応じて、安全衛生経費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして安全衛生経費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進することが必要です。

この取組については、見積書を提出する際に安全衛生経費を内訳として明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に適正な安全衛生経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元下間の取引依存度によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

Q 7 再下請負人に工事を発注する場合は、再下請負人の安全衛生経費も含めて見積書を作成するのでしょうか？

A 7 再下請負人に工事を発注する予定がある場合には、再下請負人の安全衛生経費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、再下請負人に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。

また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、どれくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（再下請代金）そのものが項目とし計上されているわけではありません。

したがって、自社が施工する場合に必要な安全衛生経費を算出すれば、再下請代金に含まれる安全衛生経費も含まれるものと考えられます。

Q 8 安全衛生経費として算出する範囲は？

A 8 安全衛生経費については、その範囲が必ずしも明確ではありません。このため、算出する範囲については、各専門工事業団体が作成した「安全衛生対策項目の確認表」等を活用し、元下間で安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有した上で算出する必要があります。

Q 9 見積金額には元々、直接工事費や一般管理費などの中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 9 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を直接工事費や一般管理費などから切り出して内訳をしっかりと明示した見積書を作成していただくことが求められます。

Q 10 これまで元請負人に提出している見積書は、労務費や材料費、運搬費、経費などが含まれる複合単価として、その中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 10 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できる

とともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を複合単価から切り出して内訳をしっかりと明示した見積書を作成していただくことが求められます。

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に對して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工程※の確認表を参考に、工程ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に對して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工程(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

Press Release

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見直し、見直しに安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工程ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に對しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工程の確認表(別添3)を参考に、工程ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業に對しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康・労働環境の維持・改善のための措置・対策	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公共災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」説明書

「安全衛生対策項目の確認表」とは

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが重要です。

このため、国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための実効性ある施策を検討するため、実務者検討会^(※1)を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元下間^(※2)における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等が示されました。

「安全衛生対策項目の確認表」については、建設工事の現場において、元下間、下下間^(※3)で安全衛生対策の内容を確認し、その分担(対策の実施、費用負担)を共有することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげることを目的として活用促進が必要です。

国土交通省では、先の提言を踏まえて、学識経験者や業界団体等からなるWG^(※4)において「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてきました。本説明書は今後工種ごとの確認表の作成・普及を更に促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の考え方などを示すものです。

※1:建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

※2:元請負人(下請契約における注文者)と下請負人

※3:下請け工事として受注し、その工事の一部を他の建設業者に下請負する注文者と下請負人

※4:安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の構成

安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)は、基本的に元下間、下下間の請負契約で行う建設工事において必要となる安全衛生対策項目を、労働安全衛生法(安衛法)や労働安全衛生規則等をベースに抽出し、安衛法の章立てに基づき整理して、主要な項目としてまとめたものです。安全衛生対策項目のうち、特に元下間、下下間で「対策の実施分担」・「費用負担」を確認する必要性が高い項目については、チェック欄を活用して明確にすることとしています。

しかしながら、安全衛生対策については、工種や工事の施工場所や施工時期等により、必要となる対策が異なり、状況にあわせて対策を講じる必要があります。本確認表は、現場での使いやすさを重視し、掲載する対策項目を絞っていますが、各対策項目の詳細については、後述の「対策項目の解説」に具体例を明記するとともに、チェック欄を設ける対策項目についても、個々の現場の状況に応じて柔軟に追加できるよう、追加項目欄を設けています。

また、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については、本確認表においてチェック欄の対象項目と整理していませんが、元下間、下下間で安全衛生意識の共有を図ることは重要であることから、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目については、本確認表の下段に明記することとしています。次ページにおいて、本確認表の全体を示します。

工事名を記載

→「当該工事」における対策であることを明確化

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
労働者の就業に当たつての措置	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

注文者と下請業者間で実施分担等を整理
する必要性の高い項目として、整理

対策事例は詳細列挙ではなく、
分かりやすさを重視

工事の特性に応じて追加項目欄
に記載

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- 安全衛生に向けた人員配置
- 委員会の設置
- 安全衛生管理体制
- 労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)

労働者の就業に当たつての措置

- 安全衛生教育
 - ・雇入れ時教育
 - ・職長・安全衛生責任者教育
 - ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
 - ・健康教育等
 - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- 作業従事者への技能講習、特別教育
- 作業主任者への技能講習
- リスクアセスメント（作業手順書等）
- 危険有害業務従事者への教育
- 作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断

- 健康診断
 - ・一般定期健康診断
 - ・特定業務健康診断
 - ・メンタルヘルス対策

追加項目

-
-
-
-
-

工事の特性に応じて追加項目欄
に記載

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- 安全一般に関する事項

追加項目

-
-

法令等により安全衛生対策の実施
者が明らかな主な項目
↓注文者と下請負人間で安全衛生
意識の共有

「確認表」の使用場面と記入方法について

確認表については、以下の場面での使用を想定しています。

- ・注文者から下請負人へ見積条件を提示する際に使用する。
(一次下請から二次下請企業へ発注する場合は、一次下請が注文者となり、二次下請から三次下請へ発注する場合は、二次下請が注文者となります。)
- ・民間発注者(個人含む)へ重要事項説明時に用いる。

確認表の記入方法は、4パターンがある。

	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
パターン1		○		○	
パターン2		○			○
パターン3			○	○	
パターン4			○		○
パターン5		—	—	—	—

パターン1: 注文者が対策を実施し、費用についても負担する。

パターン2: 注文者が対策を実施し、費用は下請負人が負担する。

パターン3: 下請負人が対策を実施し、費用は注文者が負担する。

パターン4: 下請負人が対策を実施し、費用についても負担する。

パターン5: 工事によって対策項目を実施しない場合は「—」とする。

上記のパターンに区分できない対策項目については、対策項目を細分化するなどして、その分担を明確にすることが望ましい。

対策項目の解説

対策項目に関連する主な根拠法令等及び対策項目に含まれる主な具体例を下記に示します。

法令等略語

- ・法：労働安全衛生法
- ・令：労働安全衛生法施行令
- ・則：労働安全衛生規則

対策項目	対策項目に含まれる主な具体例	主な根拠法令等
工事現場管理	作業主任者の氏名等の周知、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、警報の統一等	法第 14 条、第 30 条 則第 18 条、第 635 条～ 637 条、第 642 条の 3
リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施	建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及び SDS 等の入手、対象化学物質に係るリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置等、記録の保存	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12、第 34 条の 2 の 8、第 577 条の 2
固定式足場の組立と解体	型枠足場、単管足場、吊り足場、張り出し足場、ブラケット足場、抱き足場、くさび緊結式足場、屋根工事用足場、架設通路	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
固定式足場以外の作業床の組立と解体	移動式足場、移動昇降式足場、可搬式作業台、高所作業車、工事用ゴンドラ、脚立・立馬・作業台・はしご、足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	法第 20 条 1・3 号、第 21 条 2 項、第 28 条 1 項 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
作業構台・吊り構台の組立と解体	荷受構台、乗入構台、作業構台、揚重設備	法第 20 条 1 号 則第 2 編第 11 章
昇降設備の設置と撤去	坑内に設けた通路等、登り栈橋、階段、仮設階段、はしご道	法第 20 条 1 号、法 21 条 2 項、第 23 条 則第 556 条、第 557 条
土留め支保工の組立と解体	掘削・構造・組立、型枠支保工、橋梁架設等支保工、切梁等	法第 14 条、第 20 条 1 号、第 21 条 1・2 項、第 23 条 則第 2 編第 3 章
保護具の着用	保護帽、保護めがね、防じんマスク、耳栓、墜落制止用器具、防振手袋、保護手袋、安全靴、防護服、救命胴衣、溶接用保護面	法第 20 条、第 21 条 1 項、第 22 条 1・2・4 項 則第 3 編第 2 章
手摺、幅木 等	単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタンション、幅木	法第 21 条 2 項 則第 519 条、552 条
開口部養生	作業床の設置等	法第 21 条 2 項 則第 519 条

落下防護ネット・小 幅ネット	物体の落下による危険の防止 ※墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に 関する技術上の指針	法第 21 条 2 項
ロープ高所作業に おける危険の防止	リトラクタ式墜落阻止器具、親綱・親綱支柱	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項 則第 539 条の 2～第 539 条の 9
飛来崩壊災害によ る危険の防止	各所点検通路(支保工上他)、安全通路、落石防護ネット、防護網、 防護柵	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 2 編第 9 章第 2 節
揚重用吊具 等	ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋 ※ゴンドラ安全規則	法第 20 条 1 号、第 21 条 1 項
警報設備 等	警報・危険検出システム、ベル、サイレン警報装置、風力計、雨量 計、放送設備、メガホン・マイク	法第 20 条 1 号、第 21 条、第 23 条 則第 382 条の 3、第 575 条の 14
避難用設備 等	避難誘導灯、避難所、避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避 難はしご、ロープ)	法第 20 条 2 号、第 21 条 1 号、第 23 条 則第 321 条、第 389 条の 2、第 549 条、
火災防止	消火器、防災シート、消火バケツ、スパッタシート、火災報知器、有 機溶剤保管設備	法第 20 条、第 23 条、第 30 条第 1 項 6 号、第 32 条第 1 項 則第 2 編第 4 章
危険物の対処(立 入禁止措置)	立入禁止措置、危険物保安監督者	法第 20 条、第 22 条 則第 257 条、第 585 条
調査の実施(埋設 物調査・試掘等)	地下埋設物、架空線等上空施設一般	法第 20 条、第 21 条
安全点検の実施	仮設物安全点検の実施	法第 22 条第 2 項、第 31 条 則第 567 条、第 568 条、 第 655 条
機械等の危険防止	重機移動用敷き鉄板、リンクプレート、リン木(台木、枕木)、車止め (車輪止め)	法第 20 条 則第 157 条、第 160 条
監視連絡等に要す る対策	各種注意看板標識(立入禁止看板、トラロープ、音声案内装置 等)、誘導員、監視人、作業指揮者、構内電話	法第 20 条、第 21 条 則第 128 条、第 151 条の 6、第 157 条
倉庫、材料保管等	火薬庫、ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	法第 31 条
粉じん障害防止	発生源に係る措置、換気の実施等 ※粉じん障害防止規則	法第 22 条

石綿障害予防	事前調査及び分析調査、作業計画、事前調査の結果等の報告、作業の届出、除去等に係る措置等 ※石綿障害予防規則	法第 22 条、第 100 条
電離放射線障害防止	管理区域の明示等、線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等、健康診断等 ※電離放射線障害防止規則	法第 22 条
特定化学物質障害予防	製造等に係る措置、用後処理、漏えいの防止、管理、特殊な作業等の管理、健康診断、保護具、製造許可等、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、報告 ※特定化学物質障害予防規則	法第 22 条
鉛中毒予防	設備、換気装置の構造性能等、管理、鉛作業主任者等、業務の管理、貯蔵等、清潔の保持等、測定、健康管理、保護具等、鉛作業主任者技能講習 ※鉛中毒予防規則	法第 22 条
有機溶剤中毒予防	設備、換気装置の性能等、管理、測定、健康診断、保護具、有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理、有機溶剤作業主任者技能講習 ※有機溶剤中毒予防規則	法第 22 条
酸素欠乏症等防止	一般的防止措置、特殊な作業における防止措置、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ※酸素欠乏症等防止規則	法第 22 条
作業内容変更時の教育	機械等・原材料等の危険性又は有害性及び取り扱い方法、安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法、作業手順、作業開始時の点検 等	法第 59 条 則第 35 条
新規入場者教育		法第 59 条 則第 35 条
送り出し教育		法第 59 条 則第 35 条
測定機器の用意	酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計、	法第 65 条
測定環境の設定	騒音の測定、可燃性ガスの濃度の測定等、坑内の炭酸ガス濃度の測定等、坑内の通気量の測定、坑内の気温測定等 ※作業環境測定基準	法第 65 条 令 21 条 則第 382 条の 2、第 590 条～592 条、第 603 条、第 612 条

換気設備	送風機、排気ダクト、排気管	法第 22 条 則第 577 条、第 579 条、 第 602 条
空調設備、空気清 浄設備		法第 23 条
照明器具	投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
電気設備	分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
給排水設備	高圧洗浄機、水道管、下水管	法第 23 条 則第 627 条
休憩室、仮眠設備		法第 71 条の 2 則第 3 編第 6 章
職場生活支援施設 (トイレ、洗面所等)	トイレ、洗面所、更衣室、ロッカールーム	法第 71 条の 2
熱中症対策	冷水機、製氷機、エアコン、扇風機、WBGT 測定器、熱中症飴 ※職場における熱中症予防対策マニュアル	法第 23 条
応急処置・緊急時 対応	救急用具及び材料	法第 23 条 則第 3 編第 9 章
その他の疾病・衛 生対策	分煙対策、受動喫煙防止対策	法第 22 条、第 68 条の 2、第 69 条
安全意識、注意喚 起	安全掲示板、安全旗・衛生旗、安全衛生ワッペン・腕章、安全標語・ ポスター、のぼり・垂れ幕、職長会の実施	法第 101 条 則第 18 条、第 98 条の 2
交通規制に要する 対策	ガードマン(保安員・交通整理員)、規制車、クッションドラム、カラー コーン・コーンバー、バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)、工事中 表示板(内照式)、回転灯、規制標示看板・道路占有表示板・道路 使用標示板、標示板 ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	
公衆災害に要する 対策(仮囲い等)	万能板、フラットパネルネル、シートゲート、建築工事落下防護(朝 顔)、防音シート、防音パネル、現場出入り口のゲート、外灯、カー ブミラー ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	法第 21 条、第 22 条
安全衛生に向けた 人員配置	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進 者等、産業医等、作業主任者、統括安全衛生責任者、	法第 10 条～19 条の 2、 14、20(1)、30(1)、61 令第 2 条～5 条 則第 4 条～18 条
委員会の設置	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	法第 17 条～第 19 条
安全衛生管理体制	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理 者、安全衛生責任者	法第 15 条～第 16 条

労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則第 24 条の 2
雇入れ時教育		法第 59 条 則第 35 条
職長・安全衛生責任者教育		法第 60 条 令第 19 条 則第 40 条
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	※労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	法第 19 条の 2
健康教育等		法第 69 条
メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	※労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 69 条
作業従事者への技能講習、特別教育		法第 59 条 則第 35 条
作業主任者への技能講習		法第 14 条 令第 6 条
リスクアセスメント	作業手順書等 ※危険性又は有害性等の調査等に関する指針	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12
危険有害業務従事者への教育	※危険又は有害な業務に元に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法第 60 条の 2
作業従事者、作業主任者が必要な免許		法第 14 条、第 26 条、66
特定業務健康診断		法第 66 条 令第 22 条 則第 45 条
メンタルヘルス対策	ストレスチェック	法第 66 条の 10
安全一般に関する事項	防火、避難設備、危険物	法第 20 条、第 30 条、第 31 条

WGなどの議論や成果等は、以下のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html



【問い合わせ】国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
TEL:03-5253-8111(内線 24816)／FAX:03-5253-1555